

開成館改修設計施工業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

令和3年及び令和4年に発生した福島県沖地震で被災した福島県指定重要文化財「開成館」の災害復旧、老朽化復旧、及び耐震改修等を行うため、設計施工業務を行うにあたり、プロポーザル方式により最も相応しい事業者を選定するために実施する。

(2) 業務名

開成館改修設計施工業務

(3) 業務内容

開成館改修設計施工業務公募型プロポーザル業務仕様書（別添）のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和10年7月31日まで

(5) 提案上限金額

¥968,000,000円。ただし、内訳は以下のとおり。

ア 設計及び監理業務は、¥58,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

イ 改修業務は、¥909,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所としての登録を行っていること。

- (6) 建築士法第 10 条第 1 項の規定による懲戒処分を受けていない者であること。
- (7) 郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）に定める工事等指名競争入札参加有資格名簿に「建築一式工事」の業種で登載されている者であること。
- (8) 過去 30 年間（平成 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき国又は地方公共団体が指定した文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）いずれかの改修工事（元請けで契約金額 1,000 万円以上）の実績を有する者であること。

3 参加条件

次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 設計業務に関する要件

ア 分担業務分野

分担業務分野の分類は、「建築（意匠）」、「建築（構造）」、「電気設備」、「機械設備」に区分し、分野ごとに担当技術者を配置すること。

なお、参加申込者において新たな分担業務分野を追加する場合は、追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。ただし、分担業務分野を分割して新たな分野として設定することはできない。

イ 配置予定技術者は、次の要件を満たすこと。

管理技術者とは各分担業務分野の設計業務を統括し、技術上の管理を行う者をいう。

- (ア) 管理技術者は、一級建築士であること。
- (イ) 管理技術者は、参加申込者の組織に所属していること。
- (ウ) 管理技術者及び担当技術者は工事監理業務を行う者を兼ねることができない。
- (エ) 参加申込書提出期限において、3 か月以上雇用関係が継続していること。

(2) 改修業務に関する要件

監理技術者は、次の要件を満たすこと。

- ア 監理技術者は、一級建築士又は一級施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- イ 監理技術者は、参加申込者の組織に所属していること。
- ウ 建設業法に従い、本業務の建設工事に対応する技術者を専任で配置できること。
- エ 参加申込書提出期限において、3 か月以上雇用関係が継続していること。

(3) 工事監理業務に関する要件

ア 分担業務分野

分担業務分野の分類は、「建築（意匠）」、「建築（構造）」、「電気設備」、

「機械設備」に区分し、分野ごとに担当技術者を配置すること。

イ 管理技術者は、次の要件を満たすこと。

管理技術者とは各分担業務分野の工事監理業務を統括し、技術上の管理を行う者をいう。

(ア) 管理技術者は、一級建築士であること。

(イ) 管理技術者は、参加申込者の組織に所属していること。

(ウ) 参加申込書提出期限において、3か月以上雇用関係が継続していること。

4 協力事業者

協力事業者を加える場合は、次のとおりとする。

(1) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先が2(1)から(4)までの要件を満たすこと。

(2) 設計に係る協力事業者は、2(1)から(4)までの要件を満たすほか、過去30年間(平成5年4月1日から令和5年3月31日まで)に、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき国又は地方公共団体が指定した文化財(建造物)、登録有形文化財(建造物)いずれかの改修工事(元請けで契約金額1,000万円以上)に関する実施設計の実績を有する者であること。

(3) 協力事業者は、本プロポーザルの参加申込者とはなり得ないこと。

5 スケジュール

内容	日程	提出書類等
公告	令和5年8月1日(火)	
現地説明会	令和5年8月18日(金)	
質問受付締切	令和5年8月23日(水)	
質問回答	令和5年9月4日(月)	
参加申込書等 受付締切	令和5年9月8日(金)	8(1)のNO1~5、8、10
参加資格審査結果通知	令和5年9月15日(金) 予定	
技術提案書 受付締切	令和5年10月2日(月)	8(1)のNO6、7、9、11~16
プレゼンテーション	令和5年10月18日(水) 予定	
結果通知	令和5年11月7日(火) 予定	
提案金額内訳詳細(設計書)提出	結果通知から10日以内	契約候補者のみ
見積徴取及び仮契約締結	令和6年1月中旬予定	契約候補者のみ

6 現地説明会

(1) 開催日時: 令和5年8月18日(金) 午後2時~

(2) 申込方法: 電子メールで、令和5年8月15日(火)までに申込むこと。メールアドレス

レスは 12 の担当部局による。

(3) 開催場所：郡山市開成館（福島県郡山市開成三丁目 3 番 7 号）

(4) 参加人数：1 事業者ごとに 3 人まで

7 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和 5 年 8 月 23 日（水） 17 時 15 分（必着）

(2) 提出方法：質問回答書（様式 1）により、電子メールにて事務局に提出。送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。なお、メールアドレス及び電話番号は 12 の担当部局による。

(3) 回答日：令和 5 年 9 月 4 日（月）

(4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（事業者名非公表）

8 参加申込書及び技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

NO	書類名	様式
1	参加申込書	様式 2
2	事業所の概要	様式 3
3	事業所の主要業務実績書（設計）	様式 4
4	事業所の主要業務実績書（工事）	様式 5
5	実績が確認できる書類（契約書等）の写し	
6	実施体制図	様式 6
7	配置予定技術者の経歴等	様式 7
8	納税証明書 国税：様式その 3 の 3 市税：直近 1 年分の法人市民税	
9	委任状※支店、営業所等で申請を行う場合のみ	様式 8
10	一級建築士事務所登録通知書の写し	
11	配置予定技術者の保有資格に関する免許証等の写し	
12	協力事業者の概要	様式 9
13	技術提案書	様式 10
14	技術提案内容 （5）を参照すること。	
15	参考見積書	様式 11
16	ヒアリング出席報告書	

※設計に係る協力事業者を加える場合は、当該協力事業者に係る 3 及び 5 を併せて提出すること。

(2) 提出部数：(1) を A 4 縦のファイルに綴り、正本 1 部、副本 9 部を提出すること。

(3) 提出期限

ア 参加申込書等 (NO 1～5、8、10)

令和 5 年 9 月 8 日 (金) 17 時 15 分 (必着)

イ 技術提案書等 (NO 6、7、9、11～16)

令和 5 年 10 月 2 日 (月) 17 時 15 分 (必着)

(4) 提出方法：持参又は郵送にて事務局へ提出。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例 (平成 2 年郡山市条例第 7 号) 第 1 条に規定する市の休日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで (12 時から 13 時までを除く。) とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データを収録した CD も併せて提出すること。なお、宛先は 12 の担当部局による。

(5) 技術提案内容

開成館改修設計施工業務公募型プロポーザル業務仕様書 (別添) の内容を踏まえ、ア～ウについて記載すること。

本業務の実施に際し、施工性、安全性、工程計画等、創意工夫する技術的特徴を具体的に記載すること。(カタログ等参考資料を技術提案書とともに提出することは差し支えない。)

ア 計画概要書 (任意様式)

(ア) 文化財価値を損なわない改修計画、耐震補強

文化財として保存、活用していくため、文化財の保持や今後の維持管理も考慮した復旧方法を提案すること。

また、資料館としての機能を考慮し、見学者の動線や既存部分と調和のとれた耐震補強、意匠性、コスト等を提案すること。

(イ) 実施方針、設計・施工の工程管理

文化財を改修する上での配慮事項や取組体制を明示すること。

また、設計施工一括方式を生かした工期短縮等を提案すること。

(ウ) 周囲に配慮した施工計画

工事期間は、敷地内を一部公開しているため、当該見学者や周辺環境に配慮した施工計画・仮設計画を提案すること。特に、工事車両の出入口や施工者の動線を明示すること。

また、工事期間中の現場見学を予定しているが、当該見学の実施方法について提案すること。

イ 計画図等 (任意様式)

- (ア) 計画平面図
- (イ) 仮設計画図
- (ウ) その他、関連する図面（工事中の周辺対策に関することは必ず記載すること）
- ウ 工程表（任意様式）
 - ・設計、工事、各種申請等を含めた全体工程表

(6) 技術提案書の作成及び記載の留意事項

- ア 日本産業規格A3用紙5ページ又はA4用紙10ページを上限として、簡潔かつ明瞭にまとめること。
- イ 技術提案に用いる文字サイズは、11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）とすること。
- ウ 専門用語や略語等には注釈を付す等、一読して理解しやすいものとする。
- エ 文章による表現を原則とし、文書を補完するために必要な写真、イラスト、スケッチ、イメージ図（着色・彩色可）の使用は可とする。
- オ 提案者（協力事業者を含む。）を特定することができる内容（具体的な事業者名等）を記述しないこと。
- カ 作成にあたり、以下の資料の貸与を希望する場合は、借用希望日の2日前までに電子メールで申込むこと。メールアドレスは12の担当部局による。貸与期間は、3日とする。
 - (ア) 実施方針、設計・施工の工程管理
 - (イ) 郡山市開成館 耐震診断報告書 令和4年3月
 - (ウ) 開成館総合点検業務 報告書 令和5年2月
 - (エ) 開成館総合点検業務 腐朽報告 令和5年2月

9 審査方法及び選定基準

- (1) 開成館改修設計施工業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、「開成館改修設計施工業務に係る公募型プロポーザル評価要領」に定める評価基準により、提出された参加申込書、技術提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者及び次順位者を決定する。
- (2) 評価点が400点満点中220点未満の場合は、不採用とする。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングの日程及び実施方法等については、参加資格審査結果通知に併せて通知する。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングは、ウェブ会議システムを活用したオンラインで実施する場合がある。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング並びに選定委員会の会議は非公開で行う。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) プレゼンテーションを欠席又は集合時刻に遅刻した場合（天候等による場合など不測の事態を除く。）
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 参考見積書の金額が、1（5）の提案上限金額を超過した場合
- (7) 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- (8) その他、選定委員会委員長及び事務局の指示に従わない場合

11 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- (2) 郡山市は、契約候補者と協議し、本業務の仕様書を確定させた上で、契約を締結する。
- (3) 契約候補者の特定から契約締結までに10の失格事項に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) 契約保証金の納付については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 令和5年度中に設計施工業務に係る前金払は行わない。
- (7) 契約の締結は、電子入札で行う。

12 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市文化スポーツ部文化振興課文化財保護係
電話番号：024-924-2661
E-mail：bunkazai@city.koriyama.lg.jp

13 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 市から関連書類の提出を求める場合がある。
- (3) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

- (4) 提出書類は返却せず、著作権は提案者に帰属する。
- (5) 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。
- (6) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、本プロポーザルの実施に必要な範囲において複製することができるものとする。
- (7) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、提案者の負担とする。
- (8) 技術提案内容は契約候補者を選定するためのものであり、本業務の実施に当たっては、選定された提案者の技術提案内容に拘束を受けないものとする。
- (9) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。
また、受注者の提出書類については、著作権等に関する公開範囲について受注者と協議を行った上で、郡山市ウェブサイトに掲載する。
- (10) 本業務の実施に当たっては、参加申込書に記載された管理技術者、担当技術者及び監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。
- (11) 本業務の実施に当たっては、提出済みの「協力事業者の概要（様式 9）」に記載された協力事業者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。
- (12) 参加申込書提出以降に辞退する場合は、プレゼンテーションの日までに辞退届（任意様式）を提出すること。